

【2013 年 6 月 5 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン / 第 33 号 ■

目次

【トピックス】

1. 「受動喫煙防止対策助成金制度」を充実
～ 5 月 16 日から対象を全業種に拡大、補助率を 1 / 2 にアップ～
2. 「パートタイム労働者雇用管理セミナー」を開催します
～ 職務(役割)評価による格付け(役割等級)制度、賃金制度の設計方法などを解説～

【厚生労働省からのお知らせ】

「ともに働き未来を創ろう！！ ～ 外国人が能力を発揮できる環境づくりを ～ 」
6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です
～ 生き活きと働く女性が企業の宝～
6 月は「男女雇用機会均等月間」です
今月の雇用失業情勢

【トピックス 1】「受動喫煙防止対策助成金制度」を充実

～ 5 月 16 日から対象を全業種に拡大、補助率を 1 / 2 にアップ～

厚生労働省では、職場での労働者の受動喫煙を防止するための費用について、事業主に対する助成金制度を設けています。このたび、受動喫煙の防止対策をより一層、推進するために制度を拡充しましたので、ぜひご利用ください。

< 制度の主な変更点 >

- ・ 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
- ・ 補助率を費用の 1 / 4 から 1 / 2 に引き上げ
- ・ 交付の対象を喫煙室の設置費用のみに限定

【詳細はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031xcl-att/2r98520000031xyx.pdf>

【トピックス2】「パートタイム労働者雇用管理セミナー」を開催します
～職務(役割)評価による格付け(役割等級)制度、賃金制度の設計方法などを解説～

厚生労働省では、人事労務担当者などを対象に、パートタイム労働者の働き、貢献に見合った公正な待遇を実現するための取組方法について、分かりやすく解説するセミナーを開催します。（参加無料）

開催予定

[札幌]	7月5日(金)	13:00～16:00	札幌市産業振興センター
[仙台]	6月25日(火)	13:00～16:00	仙台国際センター
[広島]	7月5日(金)	13:00～16:00	中国新聞ビル
[福岡]	6月28日(金)	13:00～16:00	福岡センタービル

受付は各会場とも 12:30～

セミナー内容

- ・要素別点数法による職務(役割)評価の解説
- ・演習による実践
- ・パートタイム労働者の賃金制度設計の紹介

セミナー修了後に個別相談会を実施

申込先（事務局：株式会社浜銀総合研究所）

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar/index.html>

今後、東京、名古屋、大阪などで、応用編や事例編のセミナーを開催予定です。

<参考>

○キャリアアップ助成金（処遇改善コース）

「キャリアアップ助成金」は、パートタイム労働者などのキャリアアップなどを実施した事業主に助成金を支給する制度です。

この助成金のうち、「処遇改善コース」は、すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル（基本給を決める際の単価表）を改訂し、3%以上増額させた場合に助成するものです。処遇改善に当たって、職務評価を活用した場合は、職務評価加算を受けることができます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【厚生労働省からのお知らせ】

▼ 「ともに働き未来を創ろう！！ ～ 外国人が能力を発揮できる環境づくりを ～ 」
6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です ▲

6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

「ともに働き未来を創ろう！！ ～ 外国人が能力を発揮できる環境づくりを ～ 」を標語に、事業主団体などのご協力のもと、労働条件などルールに則った外国人雇用や、専門的な知識・技術を持つ外国人（いわゆる「高度外国人材」）の就職促進について集中的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状態にあることや、社会保険に未加入の人が多いことなどの課題があります。また、高度外国人材の活用はまだ不十分な状況です。

事業主の皆さまには、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づいて、外国人労働者が適正な労働条件や安全衛生を確保しながら、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できる環境を整えるよう、お願いします。

また、「高度外国人材活用のための実践マニュアル」などを参考に、高度外国人材の活用促進をお願いします。

【外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyoukanri_shishin.pdf

【高度外国人材活用のための実践マニュアル】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/oshirase/110224a.html>

▼ ～ 活き活きと働く女性が企業の宝～
6 月は「男女雇用機会均等月間」です ▲

6 月は「男女雇用機会均等月間」です。

今年は、「活き活きと働く女性が企業の宝～さあ磨こう！輝く女性の潜在力～」をテーマに、男女雇用機会均等法の一層の周知徹底と遵守、ポジティブ・アクションの趣旨・内容の正しい理解と取り組みの促進を図っていきます。

月間中は、企業訪問などによる直接的な働きかけや「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を通じた情報開示の促進などを行います。また、女性社員の活躍を推進するための「メンター制度」の導入や、働き方の模範となる社員である「ロールモデル」の育成を推進するためのマニュアル、さらに男女労働者の間に事実上生じている格差について企業内での実態把握と気づきを促す「業種別『見える化』支援ツール」を普及していきます。



今月の雇用失業情勢



5月31日に公表された4月の完全失業率は前月と同水準の4.1%、有効求人倍率は前月より0.03ポイント改善し、0.89倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201304.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000032o5h.html>

=====

配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====